

# 工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続要領

平成20年4月1日

一部改正 令和元年7月1日

## 第1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、町が発注する工事の請負の契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度並びに工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務の契約に係る最低制限価格制度の事務手続を定める。

## 第2 対象工事等

対象工事及び対象委託業務は、支出負担行為者（七飯町財務会計規則（平成19年規則第19号）第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）が別に定める。

## 第3 低入札価格調査制度

### 1 基準価格の設定

- (1) 支出負担行為者は、別に定める基準により、工事の契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で基準価格を設定するものとする。
- (2) 支出負担行為者は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

### 2 入札参加者への周知

支出負担行為者は、基準価格を設定したときは、公告の際、基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 基準価格を設定していること。
- (2) 基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者にならない場合があること。
- (4) 基準価格に満たない入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

### 3 調査の実施

- (1) 支出負担行為者は、基準価格に満たない価格で入札を行った者について、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか調査するものとする。
- (2) 支出負担行為者は、(1)の調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、別に定める申請書を副町長に提出するものとする。
- (3) 副町長は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を十分審議して承認又は不承認を決定し、支出負担行為者にその旨を通知するものとする。なお、この場合の決定は、町長の承認又は不承認の決定とみなす。

- (4) 支出負担行為者は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低価格の入札者を落札者とするものとする。

#### 第4 最低制限価格制度

##### 1 最低制限価格の設定等

- (1) 支出負担行為者は、別に定める基準により、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。

ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内

イ 委託業務（測量、地質調査は除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲内

ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内

エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内

- (2) 支出負担行為者は、特に(1)により難いと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に副町長に申請し承認を求めものとする。

- (3) 副町長は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を十分審議して承認又は不承認の決定をし、支出負担行為者にその旨を通知するものとする。

- (4) 副町長が承認の決定をした最低制限価格は、町長が定めたものとみなす。

##### 2 入札参加者への周知

支出負担行為者は、最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。

- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

#### 第5 その他

この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

- 2 この要領施行以前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約に係るものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。